

## 「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

指定障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正に伴い、本市の障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等に係る指定基準を定める条例の一部を改正することを予定しています。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としています。

この条例案について、皆様のご意見、ご提案をお寄せください。

### 【案の公表場所】

- ・市ホームページ：[https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public\\_comment.html](https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html)
- ・市内施設での閲覧および配布：障害福祉サービス課（市役所高層棟9階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館。



### 【意見の提出方法】

- ・提出期間

令和6年1月4日（木）～令和6年2月5日（月）（必着）

- ・提出方法

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に対する意見」と記載のうえ、住所、氏名（ふりがな）または団体の所在地、団体名、代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所障害福祉サービス課宛
- 2 FAX 043-245-5630
- 3 電子メール [shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)
- 4 持参 千葉市役所障害福祉サービス課、各区役所総務課

### 【市の考え方の公表】

提出していただいたご意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和6年2月中に千葉市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報には公表しません。

### お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

電話 043-245-5174

ファクシミリ 043-245-5630

電子メール [shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)